



熊本県公報

第 1 2 4 8 1 号
平成 27 年 12 月 22 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 2
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齢者支援課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(//) 3
○道路の供用開始	(//) 3
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 3
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 3
○県営土地改良事業計画の決定	(//) 4
○県営土地改良事業計画の決定	(//) 4
○平成 2 8 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請	(監理課) 4
○肥料登録	(農業技術課) 6
○肥料登録	(//) 6
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課) 6
登 載 依 頼	
○有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託に関する入札参加資格	(企業局総務経営課) 7
○有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託に関する入札の実施	(//) 7

告 示

熊本県告示第 1 1 1 1 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木字鶴羽山林ノ尾 8 7 8 6 番 4 (次の図に示す部分に限る。)、字落橋 3 4 9 1 番 2、3 4 9 1 番 6、3 4 9 1 番 9、3 4 9 1 番 1 0、3 4 9 1 番 3 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字落橋 3 4 9 1 番 2・字鶴羽山林ノ尾 8 7 8 6 番 4 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 1 1 2 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町百済来下字出河内1452番、1453番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1113号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年12月10日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	四十路熟女 性処理はヒミツ（オーピー） ファイナルスキャンダル奥様はお固いのがお好き（新日本映像） お昼の猥談若妻の異常な性体験（オーピー） 犬と後家さん 腰巻の中で（新日本映像） 巨乳天国 ナースの谷間（オーピー） 火照る姉妹 尻・感染愛撫（新日本映像） 変態観測 恥穴むき出し！（オーピー） ナターシャの愛欲寒い国から来た未亡人（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1114号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
林整形外科医院 八代市高下西町1426	医療法人社団優林会	平成27年11月30日	介護療養型医療施設

熊本県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字深水字大堤 2497番1地先から 同所 2497番1地先まで	前	7.9 ～ 8.0	16.5	災害復旧
			後	7.9 ～ 10.2		

2 区域を変更する期日 平成27年12月22日

熊本県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字方原 6699番1地先から 同所 6700番1地先まで	40.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年12月25日

熊本県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町字東添浦 4843番2地先から 天草市久玉町字小松崎 3993番2地先まで	136.0	単橋改

2 供用を開始する期日 平成27年12月22日

熊本県告示第1118号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
海と太陽の子 御船スクール 上益城郡御船町 大字高木413 0番地3	一般社団法人 エム ジェイプランニング 上益城郡御船町大字 高木4130番地3 岸川 真實	平成27年 12月15日	4351400090	指定放課後 等デイサー ビス

公 告

熊本県公告第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（小田代工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15

日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（小田代工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月24日から平成28年1月27日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（古寺川内工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（古寺川内工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月24日から平成28年1月27日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（塩浸工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（塩浸工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年12月24日から平成28年1月27日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第851号

平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第1 平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について
 - 1 申請の対象者
平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者
 - (1) 平成26年度中に平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）を提出し、平成27年度及び平成28年度に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者であること。
 - (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外について競争入札に参加しようとする者であること。
 - 2 申請の受付
 - (1) 申請の方法
申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
 - (2) 受付期間
平成28年1月25日（月）から平成28年1月28日（木）まで
 - (3) 受付時間
午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 - (4) 受付場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数
 (1) 平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
 (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 1部

第2 平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者
 第1の3に掲げる「平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木業者のうち、次のいずれかに該当する者
 (1) 平成26年1月から平成27年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
 (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成27年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成24年度、平成25年度又は平成26年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超えて常勤雇用の実績がある者
 (4) 平成27年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
 (5) 平成26年1月から平成26年12月までの間及び平成27年1月から平成27年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成27年12月31日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成27年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
 (6) 平成27年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
 (7) 平成26年1月から平成27年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
 (8) 平成27年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
 (9) 平成22年10月から平成27年9月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者
 (10) 平成23年1月から平成27年12月までの間に、特許権の設定登録又はNE-TIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
 (11) 平成26年1月から平成27年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
 (12) 平成27年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
 (13) 平成27年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
 (14) 平成13年4月1日から平成27年12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
 (15) 平成22年10月1日から平成24年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成27年9月30日現在で3年以上継続雇用している者
 (16) 平成25年1月から平成27年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
 (17) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成27年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者
 (18) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（平成24年4月1日から平成27年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者

2 申請の受付
 (1) 申請の方法
 申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
 (2) 受付期間
 平成28年1月25日（月）から平成28年1月28日（木）まで
 (3) 受付時間
 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 (4) 受付場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

- 3 提出書類及び提出部数
 - (1) 平成28年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
 - (2) 知事が別に定める添付書類 1部
- 第3 資格審査及び結果通知
 - 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
 - 2 第1の3及び第2の3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付ない。
 - 3 審査の結果は平成28年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 第4 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成28年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 第5 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話096-333-2485

熊本県公告第852号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1475号	水酸化苦土肥料	粒状水酸化マグネシウム	く溶性苦土 : 50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年12月13日

熊本県公告第853号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1476号	混合有機質肥料	ラナオ一ガ	窒素全量 : 4.0 りん酸全量 : 4.0 加里全量 : 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社ニチリウ永瀬 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号	平成30年12月13日

熊本県公告第854号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成27年12月22日から平成28年1月4日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。
平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社長尾農産	上益城郡益城町惣領	上益城郡益城町大字惣領字西城ノ尾2 069番2

2 申請年月日
平成27年12月4日

登録依頼

熊本県企業局告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。
平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年1月13日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く）までに行う。

熊本県企業局公告第6号

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、総合評価一般競争入札に付するので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企業局総務経営課経営班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2597
ファックス番号 096-384-9114

- (3) 業務委託の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) 履行場所
有明工業用水道 上の原浄水場（玉名市石貫744）他
八代工業用水道 白島浄水場（八代市郡築一番町138-1）他
- (6) 入札方式
ア 本競争入札は、紙入札案件である。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- (7) 入札金額
ア 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
イ 入札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札するこり。作成すること。
- (8) 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査され「委託」に登録されている者で、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容、変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成28年1月13日（水）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査課管理課提出先
熊本県出入納局管理課（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理課管理課ページからダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
 - (2) 過去10年の間（平成17年度以降）に、次のアからエまでに掲げるいずれかの施設の運用又は保守業務を2年間を通じて実施した実績を有する者であること。
ア 工業用水道事業第2条第4項に定める工業用水道事業（簡易水道は除く。）の浄水施設
イ 水道法第3条第2項に定める水道事業（簡易水道は除く。）の浄水施設
ウ 水道法第3条第4項に定める水道用水供給事業の浄水施設
エ 下水道法第2条第3号から第5号に定める下水道の終末処理場における処理施設
 - (3) 次のア及びイに掲げる基準のとおり資格を有する者であること。この場合において、同一の工業用水道で従事する場合は、同一人物が複数の資格を有しているもよい。
ア 有明及び八代工業用水道に各1名以上配置する必要がある者
（ア）電気主任技術者
（イ）玉掛技能者
イ 有明工業用水道に1名以上配置する必要がある者
（ア）危険物取扱主任者（乙類）
（イ）クレーン運転技能者（床上操作式）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類

- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出すること。
 なお、提出期間内に申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (2) 提出方法
 申請書等を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から平成28年1月20日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年1月20日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月3日(水)まで行う。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成28年2月3日(水)午前10時
 イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟新館8階 企業局会議室
- (4) 入札書及び提出書類一覧に掲げる提出書類(以下「入札書等」という。)の提出方法
 4(3)の日時及び場所に持参し提出すること。ただし、代理人をして入札するときには、委任状を入札書等と同時に提出すること。
 なお、持参できないときは、1(2)に掲げる入札・契約担当部局に平成28年2月2日(火)午後5時までに必着するよう書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書等を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法
 開札は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない県企業局の職員を立ち会わせてこれを行う。
- (6) 入札の回数
 入札の回数は、2回までとする。開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、再入札を行う。
 なお、入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
 次のアからコまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引き換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 記名押印を欠く入札
 エ 金額を訂正した入札
 オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 ク 二以上の意思表示をした入札
 ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者決定基準
 入札説明書による。
- (10) 落札者の決定方法
 ア 予定価格の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、イ及びウの方法により評価を行う。

イ 提出書類一覽に掲げる提出書類の内容を審査し、別表「有明及び八代工業用水道
 運轉保守等業務委託に関する事項の項目について、評価に
 応じ50点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。
 ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）として、次の計算式によ
 り算出した評価点を与える。ただし、小数点以下については小数点第2位を四捨五
 入する。なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とし
 ない。
 エ 価格評価点 = { 1.0 - (入札価格 × 1.08 / 予定価格) } × 50点
 オ 上記が最も高いたる者とする。計点数が最も高い者が2者以上あるときは、品質
 点数が最も高い者及び価格評価点及び価格の合計点数並び
 に品質評価点の低い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。
 なお、この場合において、さらに入札価格が同じ場合において、当該入札者のう
 ち開札に立ち会わない者があるときは、これを代えて当該入札執行事務に
 関係のない県企業局の職員に引かせるものとする。

(11) 入札保証金
 免除する。

5 契約

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊
 本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過
 した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊
 本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過し
 た日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時ま
 でに熊本県企業局会計規程第95条第1項の規定により、契約金額の100分の1
 0以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2
 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同条第5項各号のいづれ
 かに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
 イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と
 する。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受
 ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること
 （本公告に係る入札・契約担当部局）
 熊本県企業局総務経営課経営班
 電話番号 096-333-2597
 ファックス番号 096-384-9114
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (2) 受付期間
 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する
 法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12
 月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
 Operation and maintenance of Ariake and Yatsushiro industrial water
 Supplies
 Ariake industrial water supply:Tamana City
 Yatsushiro industrial water supply:Yatsushiro City
- (2) Date and Place to submit bidding proposal
 Date:10:00 a.m.,February 3,2016 (Bidding proposal submitted by mail
 must be received by 5:00 p.m. February 2,2016)
 Place:Public Enterprise Bureau,Meeting Room (Prefectural Government New

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 General Affairs Management Division, Public Enterprise Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2597
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

別表

有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託評価基準

評価項目		評価内容	評価の視点	配点	
大項目	小項目			大項目	小項目
入札価格に関する事項	入札価格の評価	入札価格の評価を行う。入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とししない。	価格評価点 = $[1.0 - (\text{入札価格} \times 1.08 / \text{予定価格})] \times \text{配分点}(50\text{点})$ (小数点第2位を四捨五入する。)	50	50
事業計画に関する事項	基本方針、運営体制等	事業遂行のための基本方針、運営体制等について評価する。	事業内容を踏まえた基本方針が示されているか 円滑な事業遂行が可能な運営体制となっているか 技術水準の維持及び向上に必要な教育訓練等の実施計画が示されているか	14	5
	ユーザー・地域住民への配慮	ユーザーへの配慮、地域住民への配慮について評価する。	ユーザーへの配慮について、具体的かつ効果的な提案となっているか 地域住民への配慮について、具体的かつ効果的な提案となっているか		2
	環境負荷の軽減に対する配慮	環境負荷軽減について評価する。	環境負荷軽減について、数値目標を設定した上で効果的な対策が示されているか		2
	危機管理の対応	責任体制、緊急時の対応、安全への配慮について評価する。	明確かつ適切な責任体制がとられているか 具体的かつ適切な緊急時対応・即応体制となっているか 安全への配慮について具体的かつ適切な対策がとられているか		5
運転管理業務に関する事項	運転管理計画	運転管理計画の妥当性、当該施設に対する理解度について評価する。	当該施設の規模や機能等を考慮した計画となっているか 技術的に妥当な内容となっているか 当該施設の問題点・課題を踏まえた対応、対策がとられているか	8	5
	水質・水量・水圧管理	水質・水量・水圧管理の方針・対策について評価する。	施設の内容、特性を理解した上で方針が明確に示されているか 水質管理について、具体的な目標設定及び対策がとられているか		3
保守管理業務に関する事項	保守管理計画(土木・建築物・機械・電気・計装設備)	保守管理計画の妥当性、当該施設に対する理解度について評価する。土木・建築物・機械・電気・計装設備保守管理の方針・対策について評価する。	当該施設の特性や維持管理状況等を考慮した計画となっているか 技術的に妥当な内容となっているか 当該施設の問題点・課題を踏まえた対応、対策がとられているか	8	5
	備品・外構施設の保守管理、文書管理、植栽維持管理、警備・環境衛生管理業務	備品・外構施設の保守管理、文書管理、植栽維持管理、警備・環境衛生管理の方針・対策について評価する。	備品・外構施設の保守管理について、具体的かつ適切な方針・対策が示されているか 文書管理について、具体的かつ適切な方針・対策が示されているか 植栽維持管理について、具体的かつ適切な方針・対策が示されているか 警備・環境衛生管理について、具体的かつ適切な方針・対策が示されているか		3
業務履行に関する事項	企業の実績及び能力	過去10力年の工業用水道事業法第2条第4項に定める工業用水道事業、水道法第3条第2項に定める水道事業(簡易水道は除く。)又は水道法第3条第4項に定める水道用水供給事業のいずれかの浄水施設の運転業務(以下、「同種・類似業務」という。)契約の履行実績の件数について評価する。	過去10力年の同種・類似業務の実績件数。(複数年契約の場合、1年を1件として算定する) ※例えば3年契約のうち2年履行した場合は2件として算定。	20	5
	従事する従業員数	職員体制として、本業務に従事する従業員数(固定して勤務する者で1日8時間勤務に換算した人数)について評価する。	業務に従事する従業員数		5
	従事する従業員の資格数	電気主任技術者の資格を有する者の配置又は確保される人数を評価する。最低でも有明・八代工業用水道毎に1名以上必要であるので、3人目を以降の評価の対象とする。(本業務に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。)	電気主任技術者の資格を有する者の人数		5
	従事する従業員の業務経験	本業務に配置予定従業員のうち、同種・類似業務に過去10力年のうち3年間以上の業務経験を有する者の人数を評価する。	同種・類似業務に従事した経験(過去10力年のうち3年間以上)のある配置予定従業員の人数		5
合 計				100	100